

○新地町要保護及び準要保護児童生徒就学援助費支給要綱

平成17年7月1日教委訓令第1号

(趣旨)

**第1条** この要綱は、教育基本法（昭和22年法律第25号）第3条第2項並びに学校教育法（昭和22年法律第26号）第25条及び第40条の規定に基づき、**経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び生徒の保護者**に対し就学援助費を支給することについて、必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

**第2条** 就学援助費の支給の対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、町内の小・中学校に在校生を有する保護者のうち学校教育法第22条第1項及び第39条第1項に規定する保護者で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 要保護者 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（学用品費、通学用品費、校外活動費及び学校給食費の給付については同法第13条の規定による教育扶助、新入学児童生徒学用品費等については同法第12条の規定による生活扶助が行われている者に対するものを除く。）
- (2) 準要保護者 要保護者に準ずる程度に生活が困窮している者で、前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者
  - ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止
  - イ 地方税法（昭和25年法律第226号）第295条第1項の規定による町民税の非課税
  - ウ 地方税法第323条の規定による町民税の減免
  - エ 地方税法第72条の62の規定による個人の事業税の減免
  - オ 地方税法第367条の規定による固定資産税の減免
  - カ 地方税法第717条の規定による国民健康保険税の減税
  - キ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条の規定による国民年金の保険料の免除
  - ク 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第4条の規定による児童扶養手当の支給
- (3) 前号に掲げる者のほか、学校長が特に援助を必要と認める者で、次の要件をすべて満たす者
  - ア 原則として土地、建物などの不動産を保有していない者
  - イ 世帯員全員の前年の所得の合計額が生活保護基準の1.2倍以下である者

(4) 前2号に掲げる者のほか、教育委員会が特に援助を必要と認める者

(支給対象経費)

**第3条** 就学援助費の支給の対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

(1) 学用品費 児童又は生徒が通常必要とする学用品の購入費

(2) 通学用品費 児童又は生徒（第1学年の者を除く。）が通常必要とする通学用品の購入費

(3) 校外活動費（宿泊を伴わないもの） 児童又は生徒が学校行事として宿泊を伴わない校外活動に参加するために直接必要な交通費及び見学科

(4) 校外活動費（宿泊を伴うもの） 児童又は生徒が学校行事としての宿泊を伴う校外活動（修学旅行を除く。）に参加するために直接必要な交通費及び見学科

(5) 新入学児童生徒学用品費等 新入学児童又は生徒（年度の当初に援助費の支給対象として認定された児童又は生徒に限る。）が通常必要とする学用品及び通学用品の購入費

(6) 修学旅行費 児童又は生徒が小学校又は中学校を通じてそれぞれ1回参加する修学旅行に要する経費のうち、直接必要な交通費、宿泊費及び見学科並びに修学旅行に必要な経費として均一に負担すべきこととなるその他の経費

(7) 医療費 学校保健法（昭和33年法律第56号）第17条の規定に基づく疾病の治療に要する費用（健康保険等に加入している場合は、被扶養者として健康保険等の給付を受けられる額を控除した額）

(8) 学校給食費 学校給食法（昭和29年法律第160号）第6条第2項に規定する学校給食費（支給額）

**第4条** 就学援助費の支給額は、特殊教育就学援助費補助金交付要綱（昭和60年文部大臣裁定）に定める補助対象経費の2倍の範囲内で、毎年度、新地町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が定めるものとする。

(支給方法)

**第5条** 就学援助費の支給方法は、新入学児童生徒学用品費等にあつては6月、学用品費、通学用品費及び学校給食費にあつては6月、11月及び2月の年3回に分けて、その他の費目についてはそのつど、支給するものとする。

(報告事項)

**第6条** 学校長は、支給対象者の児童又は生徒が年度の中途において、転学、死亡等により就学援助費の支給を必要としなくなったときは、速やかに教育委員会に報告するものとする。

(代理受領)

**第7条** 学校長は、支給対象者の委任に基づき就学援助費を代理受領できるものとする。

(委任)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、就学援助費の支給に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

#### 附 則

- 1 この要綱は、平成17年7月1日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 第5条の規定により平成17年6月に支給される就学援助費は、この要綱の施行の日後速やかに支給するものとする。